

令和 2 年 2 月 28 日

各 位

## 破産開始決定のお知らせ

一般社団法人自転車安全利用促進協会  
株式会社生活リスク研究所  
上記二者破産管財人 弁護士 内藤 滋

一般社団法人自転車安全利用促進協会及び株式会社生活リスク研究所（本店所在地はいずれも東京都千代田区麴町二丁目 12 番地 1 VORT 半蔵門 8 階。以下両社をあわせて「BiSPA ら」という。）は、令和 2 年 2 月 28 日午後 5 時、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました（これらの決定は添付のとおりです）。

当職が破産管財人に選任されたことに伴い、BiSPA らの財産の管理処分に関する一切の権限は当職に専属し、当職は、裁判所の監督のもと、公正・中立の立場で BiSPA らの財産を管理して参ります。

すでに、**BiSPA らと会員の皆様との会員契約は令和 2 年 1 月 31 日をもって終了しております。保険についてもすでに適用外となっておりますので、十分にご注意ください。**

その他、現時点で想定される御質問とそれに対する回答は、次ページからの「Q&A」をご覧ください。

以上

## BiSPA、生活リスク研究所の今後に関する Q&A

Q 破産管財人の連絡先は。

A 下記が連絡先です。なお、当面の間、電話が多くなり、つながりにくくなるのが予想されます。つきましては、**可能な限り、電子メールかファクシミリにて、ご連絡くださるようお願いいたします。なお、当面の間はご回答にお時間をいただくことになると思われます。**ご容赦ください。

### 記

東京都中央区築地 2-3-4 築地第一長岡ビル 1002 号

内藤滋法律事務所

破産管財人 弁護士 内藤 滋

電話番号 03-6228-4375

**ファクシミリ 03-6228-4376**

**電子メールアドレス [jim@naitolaw.jp](mailto:jim@naitolaw.jp)**

Q BiSPA または生活リスク研究所の会員だが、今後のサービスはどのようなのか。

A 令和 2 年 1 月 31 日をもって会員様との契約は解約となっております。したがって、今後のサービスは提供できません。

Q 令和 2 年 2 月分の会費は引き落としされていないのか。

A 引き落としはされていませんので、ご安心ください。なお、一部のクレジットカードにつきましては、令和 2 年 1 月分が同年 2 月に引き落としされているようですが、いずれにしても 2 月分以降の会費が引き落としとなることはありません。

Q 令和 2 年 1 月 31 日までに保険の対象となる事故を起こしたが、保険金は支払われるのか。

A 令和 2 年 1 月までの保険対象事故については、保険金支払いの対象となるものと理解しております。

令和 2 年 1 月 31 日までに事故が発生した場合は、30 日以内に下記にご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金が支払われることがあります。

**<連絡先> あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**

あんしん 24 受付センター 0120-985-0248 (無料)

※受付時間 < 24 時間 365 日 >

※IP 電話からは 0276-51-3553 (有料) におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

Q 令和2年2月以降の事故については保険金支払いの対象にならないのか。

A 令和2年2月以降の事故につきましては、保険金支払いの対象になりませんので、ご自身にて、新しい保険にご加入をご検討頂きますよう、お願い致します。恐縮ですが、保険会社のご紹介は致しかねますので、ご了承ください。

Q ロードサービスを受けられなかったため、自分でタクシー等を使って、故障した自転車を運搬したが、その代金の支払いを受けることができるか。

A ご事情をうかがったうえで、検討させていただきますので、お手数ではございますが、①タクシー等に自転車を搭載している状況の写真、②自転車の故障した箇所の写真、③タクシー等の領収書がありましたら、それを添付して、次のメールアドレス宛にメールをください（メールをご利用になっていなければ郵送またはファクシミリでも結構です）。

その際、必ず、お名前と連絡のつく電話番号を明記してください。

#### 記

東京都中央区築地 2-3-4 築地第一長岡ビル 1002 号

内藤滋法律事務所

弁護士 内藤 滋

電話番号 03-6228-4375

ファクシミリ 03-6228-4376

電子メールアドレス [jim@naitolaw.jp](mailto:jim@naitolaw.jp)

Q BiSPA または生活リスク研究所が破産になったら、BiSPA または生活リスク研究所の会員は債権届出等が必要になるのか。

A 基本的には、契約解約となった令和2年1月31日までのサービスについてはご提供しておりますので、破産債権はなく、会費の返還債務は発生しないため、破産債権の届け出も必要ありません。

ただし、①ロードサービスの提供を受けられず自費で故障した自転車を運搬した等のご事情がある方、②法人会員で令和2年2月分以降の会費の前払いをいただいた方については、破産債権届出の対象とな

る場合もございますので、上記連絡先にご連絡ください。